# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 30 年 12 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開	会	平成 30 年 12 月 19 日午後 5 時 40 分
閉	会	平成 30 年 12 月 19 日午後 6 時 22 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長:佐野慶子
	委 員:西中 隆
	委 員:西村陽子
	委 員:吉村文一
事務局職員	教 育 部 長:細越浩嗣
	教育部次長:神志那隆
	教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史
	教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司
	教育総務課長:西川浩二
	学校教育課長代理: 杉谷 賢太郎
	こども家庭課長:家村美雪
	子育て支援課長: 小林弘典
	社会類課長代理・精神な対策室長、計算が付け、計算が対し、計算が対し、計算が対し、計算が対し、計算が対し、計算が対し、計算が対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対
	公民館長:松井勉
	教育総務課長代理兼係長 : 上 田 麻 紀

#### 議題及び議事の要旨及び議決事項

# ・議案第1号 平成31年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い 上の留意事項の策定について

学校教育課長	本議案は、高石市教育委員会通則第2条第1項第4号の規定により本
	定例会の議決をいただきたく提案いたしたものである。
	3ページから4ページにかけて、平成31年度高石市立小中学校教職員
	人事基本方針案を示している。
	なお、3ページの上から5行目、平成28年度となっているが、31年度
	の間違いである。修正をお願いしたい。
	また、5ページ以降に記載している取り扱い上の留意事項について
	は、昨年度からの新たな変更点等はない。本市としては、この基本方針
	及び取り扱い上の留意事項に基づき、教職員の人事については、引き続
	き人材育成を図り、各学校においては教職員の年齢別、性別等の構成状
	況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校
	に適合する教職員を配置したいと考えている。
	また、新規採用後、同一校を4年以上勤務する者については、6年を
	めどとして教育経験を豊かにさせるために計画的な異動を行っていく。
	現任校で7年以上勤務する者については、10年をめどとして計画的に異
	動を行っていく。さらに、校長及び教頭の人事については、年功序列、
	性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に十分に配慮し
	つつ、指導力、適性等を勘案して配置していきたいと考えている。
西中委員	数点質問させていただく。1つ目は、勤務年数が10年以上の者は、
	人事の停滞が起こると、やはり学校の中での教育活動が阻害されるとい

	うケースも考えられるが、そういった 10 年以上の先生方の状況を教えていただきたい。2 つ目は、高石市は割合校数が少ないので、どうして
	も同一校での勤務年数が長くなる傾向にあるのではないか思うが、いわ
	ゆる広域人事、他市との交流というのはどういう状況になっているのか
	ということを教えていただきたい。3つ目は、60歳を迎えた校長が再
	任用で再度校長等に任用されるようなことがあるのか。他市ではかなり
	そういうことが日常化しているが、高石については私は実態が分からな
	いので以上3点をお聞かせいただけたらと思う。
学校教育課長	まず10年以上の者については、やはり各校数名ずついる。その中で、
<b>一</b>	小学校については教科等がないので、異動については比較的行いやすい
	という傾向があるが、中学校については3校で、かなり人数の少ない教
	科もあるので、計画的に、10年を待たずとも異動、また少し延びて11年
	付もめるので、計画的に、10年を付たすども異勤、よた少し延びで11年   目ということもあるかと考えている。
	- こくいうこともめるがと与んといる。 - それから、広域異動についてであるが、広域異動を大阪府は進めてい
	る立場から、まず地区外異動については、書類選考、それから面接等も
	る立場がら、より地区が共動については、青頻選号、それがら面接等も   行って、泉北地区の和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、この3市1町
	以外の大阪府内の市町村については、希望に応じて面接も含めて人事異
	動の考慮を行っているところである。また、泉北地区内については、泉
	北地区内での人事担当者会等で配られた書類に基づき、広域の人事異動
	を今まで行っている。
	また、60歳以上の再任用校長、教頭については、府の制度として認
	められている。こちらの詳しいことについては来年度の人事になるの
- サムズロ	で、時期を改めてご報告させていただきたいと考えている。
西中委員	人事異動の最終的な権限は、府教委が持っているのか。
学校教育課長	人事異動で府費負担教職員については、市から府へ内申をして、それ
	に基づき府から異動の内示をするという形で決定していく。
吉村委員	教職員は女性も向いた仕事だと思うが、今、高石の一般職の男女比を
	教えていただきたい。
学校教育課長	各校では多少の違いはあるが、小学校は比較的女性教員が多い傾向に
	あり、中学校は逆に男性教員が多い傾向にあるが、1つの中学校では女
	性のほうが多いということで、バランスを考えた人事異動を今後検討し
	ていきたいと考えている。
採決	可決。

# ・議案第2号 平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について

学校教育課長	先日12月14日に、府教育委員会から参加の可否について照会があっ
	た。その関係で急遽追加案件とさせていただいた。
	本議案は、平成31年4月18日木曜日に、全国的な児童・生徒の学力
	や学習状況を把握、分析することにより、教育施策の成果と課題を検
	証し、その改善を図ること等を目的として、文部科学省が実施する全
	国学力・学習状況調査について、本市の参加のご承認を得るためのも
	のである。
	次年度実施予定の全国学力・学習状況調査については、今年度と同
	様に、中学3年生と小学校6年生の全ての児童・生徒を対象に実施さ
	れる。なお、実施についての要領は追加案件の冊子の中の2ページ以
	降に示したが、概要及び今年度との主な変更点についてご説明をさせ
	ていただく。
	教科に関する調査については、小学校では国語、算数、中学校では

国語、数学、英語が実施される。来年度実施される英語は初めての科 目となっている。 今年度からの変更点は、大きく2点ある。 1点目は、教科に関する調査であるが、小学校は国語と算数、中学 校は国語と数学、英語となっており、今年度、小学校、中学校とも理 科が実施されたが、3年に1度程度の実施ということで、来年度は実 施されない。 2点目は、これまで国語、算数、数学についいては、主として知識 に関する問題Aと、主として活用に関する問題Bとに分けての調査で あったが、来年度はA、Bの区分に分けての調査はなくなる。 以上が今年度との主な変更点である。また、平成26年度より市町村 教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果を公表で きるようになったが、学校教育課としては、来年についても今年度と 同様、学校名を明らかにして結果を公表することなく本調査に参加 し、その結果を活用して本市の小・中学校の学力の向上に関する取り 組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導の工夫 改善に努めていきたいと考えている。 以上のことから、平成31年4月18日木曜日に実施予定の本調査へ の参加について、ご承認をいただきたい。 テストに参加することには異論はないが、先ほどの説明の中で、知 西中委員 識、技能といったA問題と、思考力、活用力といったB問題に分けて 分析して、Aは良いけれどもBが悪いとか、どちらかというとBに力 を入れる必要があるというような分析をもって学力向上に努めてきた わけであるが、これがなくなったということがなぜなのか教えていた だきたい。 それから、英語で話す力ということであるが、今の中学3年生で話 す力というのはどの程度なのか。かなりネイティブな英語は聞いてい るとは思うが、英語で質問されて英語で答えられるような力があるの かどうか教えていただきたい。 今回、A区分とB区分に分かれたことについて、この要領等には何 学校教育課長 も示されていないが、一度に実施することで、単位時間が小学校では 45分間、中学校では50分間であるという単位時間の中で実施ができ る。それで、A、Bに分かれてはいないが、内容については、Aに関 する部分とBに関する部分の出題がされると聞いているで、それぞれ 分析する際にはこれまでどおり活用に関するものと基礎的、それから 知識に関するところ、これは分けて分析、それから今後の指導に役立 てていくことは可能だと考えている。 それから、来年度初めて実施される英語であるが、話すことについ ては、ALTを、本市においては他市に比べて配置をいただいてお り、また英語の授業の中でも、英語担当の教師が英語で発問し、英語 で答えるという形で、子どもたちとのキャッチボールは英語を使って しているという現状もある。今年度はまだ結果は出ていないが、昨年 度の結果では、英検3級以上の生徒、中学校3年生で全3中学校を平 均して4割以上の者が3級程度の実力を持っているので、今回、どの ような結果が出るか、我々も楽しみにしており、いい結果が出るもの と考えている。 すなわちA、B問題というのは時間の短縮だけで、今までどおり、 西中委員 A、B区分というような問題の分析はできるということか。 問題については、分析ツール等も府からも配られ、それを用いてA 学校教育課長 区分に合った内容の部分とB区分の部分が比較して考えることができ

	ると考えている。
西中委員	今までのテストの経年の比較が可能ということになるのか。
学校教育課長	公表の仕方については、結果が返ってきたときにお諮りしたいと考
	えているが、分析自体は各学校において可能である。
西中委員	もう一つは、英語ということであるが、中学の3年で、英語で授業
	をしているというケースはあるのか。
教育部長	これは本市の今までの課題で、いわゆるクラスルームイングリッシ
	ュをとにかく使っていこうということを小学校から行っていて、その
	中で、中学校の英語についても、できるだけ英語で発問をして、その
	後に日本語でもう一回説明を加えるという、そういった授業を目指す
	ということで、英語の時間の中での英語での発話のパーセントを50%
	以上行おうという目標でやっているので、既に、そういう英語での発
	問は3中学校ともある程度は行っている。
	英語で聞かれたことに対して英語で答えるということについては、
	この学力調査が最初スタートしてもそれほど戸惑いはないかと考えて
	いるが、ただ、何せ初めてのことなので、テスト時間も1学級で約5
	分間のテストということで、いわゆるコンピューターに対して、聞い
	たことに対して自分で答えるという形で行う。当日、その中で機器の
	トラブル等が生ずるという、そういう懸念はあるが、今のところは整
	備的には問題ないということで実施の方向である。
西中委員	ではプレテストはもう終わったのか
教育部長	動作環境の確認はしている。
西中委員	中学校3年生で日本語を使ってはいけないという授業はやっていな
	いのか。
教育部長	行っていない。ただし、大阪府の公立の入試問題についてもA問
	題、B問題、C問題があり、一番レベルの高い問題はオールイングリ
	ッシュの指示文、それに対して英語で答えるので、全て英語で見て英
	語で答えるという問題もあるので、その対応については個々のレベル
	に応じて行う。
西中委員	そのレベルは各市町村が選ぶのか。
教育部長	当日のテスト問題は公立高校が選ぶ。いわゆる進学校であれば、当
	然オールイングリッシュの問題を選択するし、やはり受験をする子ど
上日 イロ	もの学力に応じて公立高校が選ぶことになっている。
吉村委員	英語の入れかえと聞いているが、要するにコンピューターの数が全
	クラス一斉にはできないということなので、どの程度分けて行うの
<b>光林本</b> 語 E	か。 文部科学省から示されている時間割りのモデルとしては、冊子の12
学校教育課長	
	ページに示されている。例えば6クラスある中学校においては、5時間にはは、5時間には、5時間には、5時間には、5時間にはは、5時間にはははは、5時間にはははははははははははははははははははははははははははははははははははは
	間目に英語の話すことを1・2・3組行い、また、6時間目に4・
	5・6組が行うという形で分けて、クラスごとに50分の授業なので、 1 学級米を N 5 公開 教動な会人で15公租度といることで実施の子宝
	1 学級当たり 5 分間、移動を含んで15分程度ということで実施の予定
	になっている。   また、これまで主に学校でよく行われている、聞くこと、読むこ
	よた、これまで主に子仪でよく11われている、聞くこと、記むこ  と、書くことについては、別の3時限目で45分間の実施ということに
	と、青くことについては、別のる時限日で43万間の美地ということに   なっている。
吉村委員	前の組と後ろの組が違う問題が出るのか。
学校教育課長	前のクラスが不利になるということがないように実施するものと考
	これのグラスが不利になるということがないように关心するものと名   えている。
採決	可決。
シドレス	1000

#### ・報告第1号 市長からの意見聴取について

#### 教育総務課長

平成30年第4回市議会定例会に提出された8ページ記載の7案件の教育委員会に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた件について、異議がない旨、教育長が臨時代理したので、ご報告申し上げるものである。議案の内容について、簡単にご説明させていただく。

まず、1、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてであるが、本条例については、職員の懲戒基準を明確化等するために制定するものである。

2ページをごらんいただきたい。

上から9行目、第4条において「3月」を「6月」に改めたのは、 免職の次に重い処分になる停職の期間が1日以上3月以下となってい たところを、6月以下に改正するものである。

また、第5条として、懲戒処分の基準を新たに定め、基準の明確化 を図っている。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明は以上である。

次に、非常勤職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制 定についてである。

この条例は、府の最低賃金が改正されたことに伴い制定するものである。13ページをごらんいただきたい。

4行目、「929」を「936」に改めたのは、府の一般事務の最低賃金が平成30年10月1日から936円になったことから、下回ることとなる一般事務(高校生及びこれに準ずる者)の単価を改正するものである。

なお、現在対象者がおらず、当面雇用の可能性もないということから、公布の日から施行するものである。

非常勤職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については以上である。

次に、3、一般会計補正予算(第5号)についてである。

この議案のうち、教育委員会に関係する部分として、19ページの債務負担行為についてであるが、市立図書館において、平成31年度から新たに5年間の指定管理者委託を実施するに際し、必要となる債務負担行為を補正するものである。

次に、40ページをごらんいただきたい。

小学校費、中学校費の光熱水費の増額補正である。

これは、酷暑の影響等で、電気代の決算見込みが増額の見込みであるので、補正するものである。

次に、41ページ、上の箱囲みの一番下の市民文化会館費の補正である。こちらは、備品購入費の器具費が14万円の増額である。

23ページをごごらんいただきたい。

こちらは、23ページの歳入の下から2つの箱囲みの寄附金の文化指定寄附金14万円をいただいたことから、41ページ、市民文化会館費のほうで業務用CDプレーヤー2台を購入するということで歳出予算を計上しているものである。

その他、教育費各費目において、2節、3節、4節、給料、職員手 当等、共済費についての増減があるが、これは給与改定に合わせて 各々整理を行ったものである。

一般会計補正予算(第5号)については以上である。

次に、指定管理者の指定についてである。

この議案は、高石市立図書館の指定管理者を指定することについ

	- ** A - ** \
	て、議会の議決を求めたものである。
	指定管理者は、これまでと同じ株式会社図書館流通センター、管理
	を行わせる期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までであ
	る。指定管理者の指定についての説明は以上である。
	次に、寄附金収受の報告についてである。
	48ページをごらんください。この報告は、ルソンドゥクール南依里
	後援会倶楽部、代表川西千代子様から文化への指定寄附として13万
	9,401円をいただいたものである。先ほどの補正予算の計上にあった寄
	附である。
	次に、49ページの一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正
	する条例制定についてである。
	この議案は、人事院勧告に準じて職員等の給与改定を行うためのものです。
	のである。改正内容としては、一般職の勤勉手当の支給率を0.05、特別である。
	別職の期末手当の支給率を0.05引き上げるとともに、一般職の給料月
	額の改定を行ったものである。
	次に、一般会計補正予算(第6号)についてである。
	この議案は、先ほどの給与改定に伴う補正である。
	以上、7件の案件についての説明となる。いずれの議案も市議会に
	おいて可決いただいている。
西中委員	職員の懲戒手続の効果ということで、条例の改正ということである
	が、これは、教職以外の一般職の方の懲戒の手続等との整合性はとれ
	ているのか。また、寄附が加茂病院から100万円いただいているので
	やはり福祉ということで、教育とか福祉とか、そういう目的を定めた
	寄附ということになるのか。
教育総務課長	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例であるが、こちらは高石市
	の職員ということである。これについて、教育委員会所管の職員にお
	いても、教育委員会の所管に属する職員の給与、勤務時間その他の勤
	務条件に関する規則において、市の規定の準用を定めているので、事
	務局職員について本条例で適用していくということになる。
西中委員	この第4条の3月から6月に延長するということで市の職員もうこ
四十安县	ういう形になるのか。
教育総務課長	高石市の職員の懲戒の基準としては停職期間が延びたということで
教 月 椛 伤 硃 文	
<b>₩</b> ₩	ある。高石市教育委員会事務局職員に関しても同様に準用する。
西村委員	府費の教員については府の懲戒の基準によるということか。
学校教育課長	府費負担教職員については、府で定めている。
西村委員	停職の期間は、今もう既に6月になっているのか。
教育部長	停職等についての大阪府の懲戒基準があるので、その基準に応じて
	ということで、大阪府が懲戒処分を下すということになっている。
西中委員	一般の教員というのは府費負担で教育委員会事務局に入ると市費負
	担になり、市負担分のこの規定が懲戒の規定ということになるのか。
教育部長	その通りである。
教育部次長	48ページに記載している寄附金収受の報告ということであるが、基
	本的には、寄附を受けると、何にお使いさせていただければというこ
	とを寄付者に対しお聞きする。今回、上段では福祉、下段では文化と
	いうことでご指定されている。
西中委員	一般的に寄附の場合はほとんどは目的を指定してということが多い
	のか。
教育部次長	基本的にほとんど指定寄附という形になっている。
佐野教育長	承認する。
<u> </u>	/サinu y 'V o

## ・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	72ページ記載の学校教育課1件、社会教育課10件について、高石市教
	育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定により処理したの
	で、同条第2項の規定により報告するものである。
佐野教育長	承認する。

# ・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成 30 年 11 月 14 日から平成 30 年 12 月 18 日までの当教育委員会
	関係諸行事について、担当各課より報告。
佐野教育長	承認する。

## ・翌月度の主要行事について

各課長	平成30年12月19日から平成31年1月8日までの主要行事予定について、
	各課より説明。
佐野教育長	承認する。